

赤磐市防犯灯LED照明導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

赤磐市防犯灯LED照明導入業務

(2) 業務の目的

本業務は、赤磐市内に設置されている赤磐市（以下「本市」という。）が管理する防犯灯のうち、水俣条約に伴い生産終了となった水銀灯について、長寿命・低消費電力の特徴を持つLED照明に切り替え、導入費用などをリース契約として支払うことにより、以下の目的の達成を図るものである。

- ① 安全・安心なまちづくり
- ② 環境に配慮した低炭素社会への寄与
- ③ 消費電力の削減による将来的な財政的負担の軽減
- ④ 初期投資の抑制及び費用負担の平準化

(3) 業務内容

上記（2）業務の目的を実現するため、次の業務を行う。

LED照明導入業務

(4) 業務期間

LED照明導入業務は、契約締結の日から7年以上の長期継続契約とし、令和14年3月31日を上限とする。

ただし、現地調査期間は3か月以内、現地調査期間と設置期間合わせて5か月以内で行うこと。

2 予算額(予定価格)

業務委託にかかる予算額は、現地調査期間及び設置期間とリース期間で、63,366,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。ただし、調査結果により対象基数に変動が生じた場合は、変更契約を行い、予算額を上限に契約を行うこととする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、本事業を履行する能力を有する単体企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割を明確にする。
- ③ 応募者もしくは応募者グループ構成員各々は、令和4年2月1日において岡山県内に本店または支店を有する者であること。
- ④ 各構成員の出資比率の最小限度基準については、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上と定めるものとする。
- ⑤ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に関わる諸手続及び契約等に関する手続きを行う。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割

を分担するものとする。

ア 統括役割 本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責任を負う。

イ 調査役割 調査計画を策定し、それに基づき調査に関する業務を実施する。

ウ 施行役割 設置計画を作成し、それに基づき施工管理に関する業務を実施する。

エ その他の役割 上記ア～ウ以外の維持管理、金融、本設備供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

(3) 応募者の参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 本市に、実施年度（7月から翌年6月までの当該年度とする。）における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、実施年度（7月から翌年6月までの当該年度とする。）における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村脱税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑦ 応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（総括役割、調査役割、その他の役割（分担名を記載のこと）様式12号）。共同企業体として応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は意見書等を添付する。
（各構成員は出資比率20パーセント以上を保有していること。）
- (2) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に赤磐市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

※証明書・確認書関係については、申請直前3か月以内に発行されたものであること。

5 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案書を赤磐市防犯灯LED照明導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、候補者を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション等を実施するものとする。

6 質疑一回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式 4）により、ファックスまたはEメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和 4 年 2 月 21 日（月）17 時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

赤磐市総務部くらし安全課

FAX 086-955-1353

E-mail kurashianzen@city.akaiwa.lg.jp

(4) 回答日

随時回答

(5) 回答方法

市ホームページに掲載し回答するものとする。

(6) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

7 参加申込

(1) 提出書類

本実施要領、仕様書及び赤磐市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式 1）1 部

② 赤磐市暴力団排除条例に関する誓約書（様式 2）1 部

③ 返信用封筒（84 円切手貼付け） 2 部

(2) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出期限

令和 4 年 2 月 22 日（火）17 時まで（必着）

(4) 提出場所

赤磐市総務部くらし安全課

〒709-0898

岡山県赤磐市下市 344 番地

TEL 086-955-2650

FAX 086-955-1353

(5) 参加資格審査結果

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式 3）により通知するものとする。

8 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

赤磐市防犯灯LED照明導入業務企画提案書

(2) 企画提案書様式

両面カラー印刷、ページ番号を付すこと。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式 5）原本 1 部

- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等原本 1 部、副本 9 部
 - (ア) 会社概要 (様式 6)
 - (イ) 技術者の概要 (様式 7)
 - (ウ) 担当者等調書 (様式 9)
 - (エ) 主任担当者の経歴及び実績等調書 (様式 10)
 - (オ) 再委託調書 (様式 11) (再委託する場合のみ)
 - (カ) 工程表 (任意様式)
 - (キ) 企画提案書 (任意様式)
 - (ク) 参考見積書 (任意様式：調査費とリース料の内訳を提示すること。)
 - (ケ) 業務実績 (様式 8)
- (4) 企画提案書の提案内容
 - ① 事業の実施方針と実施体制
 - ② リース期間中の維持管理
 - ③ 照明器具の品質とその効果
 - ④ 地元業者の活用
- (5) 提出方法
持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (6) 提出期限
令和 4 年 3 月 10 日 (木) 17 時まで (必着)
- (7) 提出先
〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344 番地
赤磐市総務部くらし安全課
- (8) その他
原則として、企画提案書は 1 者 1 提案とする。
企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9 審査及び審査

(1) 審査方法

審査にあたっては、次の要領で行う。

ア 応募者から提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

イ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案した応募者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。

ウ プレゼンテーションは 3 月に開催する。なお、会場は赤磐市役所内会議室とし詳細は応募者に別に通知する。

エ プレゼンテーションの際、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することができる。ただし、器具は提案者の持ち込みとする。

オ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とする。

カ 応募者は提案書をもとに 30 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑応答を 10 分程度行う。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果をプロポーザル審査結果通知書 (様式 13) により通知するものとする。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果による異議を申したてることができない。

ウ 審査結果は、本市ホームページに掲載する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本募集要項に違反と認められる場合

11 日程

公示	令和4年2月14日(月)	
質問受付締切	令和4年2月21日(月)	17時まで
質問回答期限	令和4年2月22日(火)	
参加申込書受付締切	令和4年2月22日(火)	17時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	令和4年2月25日(金)	
企画提案書等受付締切	令和4年3月10日(木)	17時まで
審査(プレゼンテーション)	令和4年3月16日(水)	
結果通知の送付	令和4年3月18日(金)	頃
契約締結	令和4年3月下旬予定	
業務開始	令和4年3月下旬予定	

13 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

14 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 赤磐市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(市作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4(3)参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (9) 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

- 15 担当部署(提出・問い合わせ先)
赤磐市総務部くらし安全課
〒709-0898
岡山県赤磐市下市 344 番地
TEL 086-955-2650
FAX 086-955-1353
E-mail kurashianzen@city.akaiwa.lg.jp